

平成 30 年度「ロシア販路開拓支援事業」 委託業務に係るプロポーザル実施要領

平成 30 年 4 月 26 日
新潟県知事政策局国際課

1 目的

新潟県では、これまで、ロシア連邦のハバロフスク地方及び沿海地方を中心に、ロシアでの県産品を普及するための事業を実施し、新潟県の知名度向上や現地での商流の確立を図ってきた。

平成 29 年度は更に、極東に限定しない市場の広がりや販売品目の拡充を目的として、事業者からの提案公募型で販路開拓事業を実施した。

平成 30 年度も、引き続き、ロシアの現地ニーズをふまえた県産品の販路拡大・商流づくり・普及に向けた「ロシア販路開拓支援事業」を行うこととし、この業務の委託にあたり、最も効果的な企画を実行できる事業者 2 社を選考するために公募型プロポーザルを実施する。

この要領は、プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

2 仕様

別紙 1 「「ロシア販路開拓支援事業」委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 募集件数

2 件（1 社あたりの提案数は 1 件までとする）

5 委託費用

「ロシア販路開拓支援事業」委託業務の委託上限額は 1 提案あたり、3,500,000 円（消費税等込み）とし、委託業務の実施に必要な費用をすべて含むものとする。

6 参加資格、参加方法

(1) プロポーザルに参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと

(2) プロポーザル参加方法

別紙 2 「ロシア販路開拓支援事業」委託業務に係るプロポーザル参加申込書を平成 30 年 5 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに県国際課へ提出すること。

なお、参加申込後に、企画提案を辞退する場合は、別紙 3 「ロシア販路開拓支援事業」委託業務に係るプロポーザル参加辞退届」を提出すること。

また、提案数は 1 社あたり、1 提案を上限とすること。

7 プロポーザルに係るスケジュール（予定）

4 月 26 日（木）	公募開始
5 月 15 日（火）	参加申込書締切
5 月 16 日（水）	質問項目締切
5 月 22 日（火）まで	質問に対する回答
6 月 14 日（木）	企画書・経費見積書提出期限
6 月 20 日（水）（予定）	プレゼンテーション、審査
審査終了後	受託業者決定、委託契約締結、事業開始

8 質疑応答

(1) 質問書の提出

この要領、仕様書等について不明な点がある場合は、平成 30 年 5 月 16 日（水）5 時 15 分までに、別紙 4 「ロシア販路開拓支援事業」委託業務に係るプロポーザル質問事項」により、新潟県知事政策局国際課まで提出すること。

なお、提出は、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものとし、電話での質問は受付けない。

- ・ 郵送 〒950-8570 新潟県知事政策局国際課ロシア室あて
- ・ ファクシミリ 025-280-5126
- ・ 電子メール ngt000130@pref.niigata.lg.jp

(2) 回答書の送付

回答は、平成30年5月22日（火）までに県庁ホームページ上に掲載する。
なお、質疑に対する回答は、仕様書及び要領の追加又は修正とみなす。

9 提出資料及びプレゼンテーション

(1) 提出期限

平成30年6月14日（木）午後5時15分までに新潟県知事政策局国際課へ持参又は郵送する。（郵送の場合は提出期限必着）

(2) 提出資料

ア 企画書

仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を中心に記載すること。

- (ア) ロシアにおける日本の産品、特に新潟県産品の普及状況
- (イ) 新潟県産品のロシアでの取扱い・販売・普及における課題とその対応案
- (ロ) 当該委託事業で実施する内容（具体的に記載すること）
 - 例) イベント・商談会等の場合…回数・対象・場所等
 - 新規販売・取扱ルートの開拓の場合…具体的手法、関係者等
- (エ) 当該委託事業において主に取り扱う新潟県産品（現在取り扱っている産品と、新たに取り扱う（予定含む）産品）
- (オ) 実施地域
 - ※対象とする地域はロシア全域とするが、極東を対象とする場合は、新潟県と交流のあるハバロフスク地方もしくは沿海地方が含まれることが望ましい。
- (カ) 事業のねらい、成果目標
- (キ) 事業実施スケジュール
- (ク) 事業終了後の結果分析方法
- (ケ) 同様な事業実績
 - ※年月日、発注者、概要を簡潔に記載すること
- (コ) 事業の実施体制
 - ※事業に携わるロシア側、日本側の関係者の役割分担等
 - ※責任者、担当部署等。なお、業務の一部を別会社に委託する場合は、委託する業務の内容、その会社名、責任者名、また、関係者との連絡調整を行う体制及び方法

イ 経費見積書

全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分が分かるように記載のこと。

(3) 留意事項

- ア 企画書等の用紙は、日本工業規格A列4番とし、横書きで記載すること。
- イ 表紙に「ロシア販路開拓支援事業」企画書」と表示し、余白に社名を記載すること。

- ウ 提出部数は7部（正本1部、副本6部）とすること。
- エ 提出後の追加、修正は認めない。また、提出書類は一切返還しない。
- オ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

(4) プレゼンテーション

提出した企画書等のプレゼンテーションを平成30年6月20日(水)（予定）に行う。詳細については、応募者に別途通知する。

10 審査及び結果の通知

提出される資料及びプレゼンテーションにより、審査員が下記項目により総合的に評価し、県産品販路開拓に効果的な提案を行った事業者2社を委託先として選定し、審査から1週間を目処に、その結果をすべての参加者に文書で通知する。

審査結果については後日公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

(審査項目)

- ①企画全体の構合力
- ②現地に対する理解度
- ③目的を達成するための取組みの有効性
- ④取組内容
- ⑤実績及び業務を遂行する上での体制
- ⑥見積りの妥当性

11 その他

- (1) 企画書等の作成及びプレゼンテーションに要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は提出者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当する場合は失格とする。
 - ア プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合
 - ウ その他この要領に定められた事項に違反した場合
- (3) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」（別紙）を提出して頂きます。

別紙

暴力団等の排除に関する誓約書（例示）

平成 年 月 日

甲 新潟県知事 殿

乙 住所

氏名又は名称及び代表者名、印

（契約権限受任者名での誓約も可）

私は、新潟県と〇〇〇契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- （4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- （7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

- （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1（1）～（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （2）乙が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

参考：地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

4 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

6 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。